



2 練福介第 5399 号
令和 3 年 1 月 8 日

区内各介護サービス事業所 施設管理者 様

練馬区高齢施策担当部長 吉岡 直子



緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所の対応について

日頃から、練馬区の高齢者福祉施策にご理解、ご協力をいただきまして真にありがとうございます。併せて、各事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてご尽力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

この度、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 3 県に対して再度発せられました。

これを受け、区内の介護サービス事業所におかれましては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染予防対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

2 利用者ご家族への正確な情報提供

利用者ご家族に対しても、利用者同様に、対応等の周知をお願いいたします。

併せて、介護サービス提供に当たって事業所として行っている新型コロナウイルス感染症対策についても、再度周知をお願いします。

3 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所または短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあります。

その際は、保健所等と協議の上、必要最小限の地域およびサービスといたします。

なお、上記以外の入所施設や訪問系サービスについては、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

4 ご留意いただく事項

(1) 休業時の対応

休業する場合は、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等

と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、休業する際は、区担当までご一報をお願いします。

(2) 食事の提供

施設または事業所内で利用者に食事を提供する場合等、利用者がマスクを一時的に外す場面での介助については、感染予防対策を徹底してください。

(3) 施設利用者および従事職員以外の者の施設への出入り

利用者家族の面会等、施設利用者および従事職員以外の者が止むを得ず施設に出入りする場合は、手指消毒の徹底、マスクの着用、体調の確認、体調不良者の出入りの制限等、十分な感染防止対策を講じてください。

(4) 感染症に係る標準的な感染予防対策

標準的な感染予防対策については、各事業所に配布しました「新型コロナウイルス感染症対策カード」からの動画視聴、練馬区ホームページに掲載の感染予防アドバイス集等をご参照ください。

(感染予防アドバイス集)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/advice.html>

(5) 標準的な感染予防対策用物資の確保

サージカルマスク、手指消毒用アルコール、使い捨て手袋等の感染予防対策用物資については、十分に確保し、必要なときに不足が生じないように確保をお願いします。

5 その他

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応の徹底をよろしくお願いいたします。

区ホームページにおいて、「新型コロナウイルス感染症」に関する情報を公開しておりますので、ご参照ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kansensho/2019-nCoV/index.html>

(事業者向けページ)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も区から必要に応じて最新情報等をお知らせしていきます。

別紙 (参考)

東京都「緊急事態宣言を踏まえた対応について」(令和3年1月8日2福保高介第1599号)

〈問合せ先〉

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

電話 03-5984-1461 (直通)